

## 豊明市子ども食堂応援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 食事の提供により子どもの孤立を防止し、子どもが安心して過ごせる居場所となる子ども食堂を豊明市内で普及させるため、豊明市子ども食堂ネットワークに加入している団体に対し、新規開設並びに運営に要する費用の一部を助成し、子ども食堂の運営を支援する。

(対象となる団体)

第2条 助成を受けることができる団体は、豊明市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の豊明市子ども食堂ネットワーク設置・運営要綱第4条に規定する団体であること。

(対象となる子ども食堂)

第3条 助成を受けることができる子ども食堂は、本会の豊明市子ども食堂ネットワーク設置・運営要綱第5条に規定する子ども食堂であること。また、子ども食堂を運営する事業について独立した経理を行っていること。

(助成対象経費及び助成額)

第4条 助成対象経費及び助成額は別表1に定めるとおりとする。

ただし、以下の経費は対象外とする。

- (1) 本会以外の助成・補助事業として採択された事業の経費。
  - (2) 子ども食堂の運営を行うスタッフ等への謝礼、交通費。
  - (3) スタッフによる会議、研修参加等に要する飲食費。
  - (4) 前号に挙げるもののほか、助成することが適当でないと本会会長が認める経費。
- 2 助成金の交付額は、総事業費から、寄付金その他の収入額を控除した額、別表1に掲げる助成額のいずれか少ない額とし、ただし本会予算の範囲内において交付する。
- 3 1つの項目の金額が、助成額の総額の6割を超えないこと。

(助成金交付申請及び請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、5月末までに次に挙げる書類を本会会長あてに提出するものとする。ただし、新規申請の場合は12月末までとする。

- (1) 豊明市子ども食堂応援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 予算書（様式第2号）

(助成金交付の決定)

第6条 本会会長は前条により提出された書類を審査し、その結果を豊明市

子ども食堂応援事業助成金決定通知書（様式第3号）により申請者あてに通知するものとする。

（事業完了報告）

第7条 助成金の交付を受けた者は、翌年度の4月末日までに、豊明市子ども食堂応援事業完了報告書（様式第4号）及び決算書（様式第5号）を本会会長あてに提出しなければならない。

（助成金の返還）

第8条 本会会長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付した助成金の一部もしくは全額を返還しなければならない。

- （1） 助成事業完了後、助成額に残額が生じた場合。
- （2） 虚偽の申請、その他不正により助成金を受けたことが判明したとき。
- （3） 助成金を交付目的以外に利用したとき。
- （4） 事業を期間内に実施しない場合。
- （5） 年度途中で事業を中止した場合。
- （6） その他、この要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第9条 この助成事業や地域での活動を紹介するため、広報物に助成金交付状況や交付先の活動内容を掲載することがある。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、本会会長が別に定めるものとする。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。